

記入例(請求書)

令和7年7月1日

施設等利用費請求書

請求書は3か月分ごとに作成してください。

【令和7年4月～令和7年6月分請求用】

本法は、子ども・子育て支援法第30条の1第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記の通り請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んでください。なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

請求書記載項目や添付書類に不備があると請求受付ができなくなります。

記入例に従い、誤りが無いようご注意ください。

もし、訂正が必要な場合は、右記をご参照ください。

修正液、修正テープによる修正はしないでください。

訂正する場合

- ①請求者氏名の横に押印する。
- ②間違えた箇所に二重線を引き、訂正印(①と同じ印)を押す。
- ③その上部に正しい文言を書く。

1. 施設等利用給付認定保護者(請求者)

フリガナ	ナガレヤマ タロウ	認定	子ども	父	生年月日	平成3年10月10日
氏名	流山 太郎	子どもの	続柄	現住所	流山市平和台1-1-1	電話: 090-0000-0000
※償還払いの場合の振込先は申請者名義の口座です						

2. 認定子ども(認定子どもごとに申請してください。)

法第30条の4の認定種別	☐ 第1号 ☒ 第2号 ☐ 第3号
認定番号	S00000○△◇×
生年月日	令和3年8月3日
フリガナ	ナガレヤマ
氏名	流山 花
7年4月1日～7年6月30日の間の住所	流山市平和台1-1-1
☐ 現住所のとおりに ☒ 転入した ☐ 転出した	
上記で転入又は転出に該当した場合は転入・転出日を記入	令和7年4月15日

預かり保育の無償化対象は第2号又は3号認定該当者です。該当する認定にチェックしてください。

3. 請求する3か月間での転入出がある場合は、チェックの上、転入日又は転出日を記入してください。

活動支援事業(以下「認可外保育施設等」という。)について記入(在籍している施設が無い場合は記入不要)	
フリガナ	ナガレヤマシヨウチエン
施設名称	ながれやま市幼稚園
所在地	〒270-0000 流山市平和台○-△-□ 電話: 04-0000-0000
7年4月1日～7年6月30日の間の在籍状況	☐ 期間中在籍 ☒ 途中入園した ☐ 途中退園した
上記で、途中入園又は途中退園に該当した場合はその年月日を記入	令和7年4月21日

4. 施設等利用費請求額

19,300

「別紙1」で算定した請求額を記入してください。

(「別紙1」の記入例をご確認ください。)

なお、不正防止の観点から請求額の金額訂正は出来ません。

請求額を訂正する場合は、改めて請求書の書き直しをお願いいたします。

5. 施設等利用費の振込先を記入してください。

金融機関名	銀行・信用金庫	市役所	支店	口座番号	○△□○△□
流山	農協・信用組合	出張所	口座名義(カタカナ)	ナガレヤマ タロウ	

1. で記入した保護者名(請求者)と異なる名義の場合、委任状が必要です。なるべく同一となるようご協力ください。

添付書類

- (1) 特定子ども・子育て支援提供証明書
- (2) 領収証(口座振替の場合は、通帳コピー等の支払金額の確認できる書類でもよい。)
- (3) 次に掲げる場合に応じた別紙1～3
 - ア 預かり保育事業の利用費の償還を受ける場合: 別紙1
 - イ 認可外保育施設等の利用費の償還を受ける場合: 別紙2
 - ウ 幼稚園、国立大学附属幼稚園、特別支援学校幼稚部の利用費の償還を受ける場合: 別紙3

添付書類は請求月分取りまとめの上、添付してください。(不足がある場合受付できません!)

また、請求する事業に応じ「別紙1～3」を作成し、提出してください。

預かり保育事業の請求には別紙1が必要です。

別紙 1

1. 申請期間内に利用した認可外保育施設等を記入（複数記入可）

幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部に在籍する場合で、在籍園の預かり保育事業以外に認可外保育施設等の利用費の償還を受けることができる場合（※1）、以下に利用した施設を記入。①～③に書き切れない数の施設・事業を利用した場合は、余白等に記載してください。

①	フリガナ	〇〇〇ホイクシツ	所在地	〒 270-△△△△
	施設・事業名	〇〇〇保育室		流山市南流山〇-△-□
		契約している利用料※2	円	
②	フリガナ		所在地	〒
	施設・事業名			電話：04-〇〇〇〇-△△△△
		契約している利用料※2	円	
③	フリガナ		所在地	〒
	施設・事業名			電話：
		契約している利用料※2	円	

太枠内に該当する場合、施設名他、必要な情報を記載してください。
該当しない場合は、預かり保育事業以外の事業を利用していたとしても、記載しないでください。

※1 「在籍園の預かり保育事業以外に認可外保育施設等の利用費の償還を受けることができる場合」とは、在籍園の預かり保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間（平日・長期休業中・休日の合計）開所日数200日未満の場合のみです。

※2 該当箇所にレを記入し金額を記入してください。利用料の設定が月単位を超える（四半期、前期・後期等）場合は、当該利用料を当該期間の月数で割り、当該利用料の月額相当分を算定し、月額欄の□にレを記入し、算定した月額相当分を記入してください。

2. 在籍園の預かり保育事業と、認可外保育施設等の利用（※1参照）における施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入

利用年月	在籍園の預かり保育事業				認可外保育施設等 に支払った 金額(d) ※3	請求額 ※4 (「c+d」か月額 上限額の低い方を 記入)
	施設に支払った金 額(a) ※4	利用 日数	対象額(b) ×利用日数	aとbの金額の 低い方を記入 (c)		
令和7年 4 月	800 円	4 日	1,800 円	800 円		800 円
令和7年 5 月	8,800 円	16 日	7,200 円	7,200 円		7,200 円
令和7年 6 月	8,800 円	16 日	7,200 円	7,200 円	16,000 円	11,300 円

※3 「認可外保育施設等に支払った金額」は、※2に該当する施設に在籍する場合のみ記入が可能です。

※4 月額上限額は、法第30条の4の認定種別が第2号の場合は11,300円、第3号の場合は16,300円となります。「c+d」がこれを超える場合は、それぞれの月額上限額を記入してください。

a 月ごとの預かり保育事業で負担した金額（領収証記載の金額）と提供証明書に記載されている利用日数を記載してください。

b 450円×利用日数で得られた金額を記載してください。

c aとbを比べ、低い方の金額を記載してください。

d 認可外等（「1」に記載した施設）の利用があった場合は、当月負担した金額（領収証記載の金額）を記載してください。

重要！

月ごとに得られた c + d の金額と、月額上限額11,300円（新3号認定は16,300円）とを比べ、低い方の金額を記載してください。この欄で得られた3か月分の合計額が請求金額となりますので、「施設等利用費請求書」の項目4の「施設等利用費請求額」に合計額を記載してください。（必ず根拠となる「特定子ども・子育て支援提供証明書」と「領収証」を添付して請求してください。）

金額に誤りがあると、請求受付できませんので、ご不明な場合はお気軽に流山市保育課までお問い合わせください。